

## 少額消費料金未納に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、または運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が受理されました事をご通知いたします。

**管理番号(け)ー234**

裁判取下げ最終期日を経て、訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合、原告側の主張を全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証明書の交付を承諾して頂きますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、管理職員までお問い合わせください。

書面での通達となりますので個人情報保護法により、必ずご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

**※取下げ最終期日 平成29年7月7日**

法務省管轄支局 日本中央機構  
東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番地1号  
取下げ等のお問い合わせ先 03-  
受付時間 9:00~18:30 休日(土・日・祝日)